

窓口でのマイナンバーカードの活用

2022年11月30日
鹿嶋市総合窓口課



塚原ト伝
全国キャンペーンキャラクター
ぼくでん



鹿嶋市公認
マスコットキャラクター
ナスカちゃん



■概要

印鑑登録をしている本人に限り、総合窓口課及び大野出張所窓口において、マイナンバーカードを利用した本人確認をすることで、印鑑登録証明書の交付を可能とした。

■ポイント

- ・マイナンバーカードを印鑑登録証と位置付けていないため、マイナンバーカードと印鑑登録証を併せ持つことを可能とした。
- ・システム改修について、住基端末の検索方法の改修という軽微な改修のみのため、改修費用の負担なく実施することができた。

■マイナンバーカードの活用箇所

本人確認として以下を活用する。

- ・券面の住所，氏名，生年月日
- ・カードに記録された利用者証明用電子証明書





■ 申請から交付までの流れ

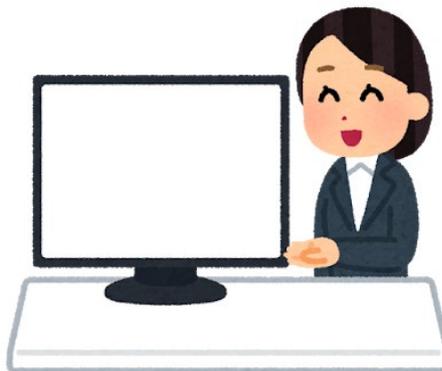
① 対面での本人確認

① 窓口でマイナンバーカードを提示していただき、顔写真との照合及び印鑑登録証明書交付申請書の内容確認を行う。



② 統合端末による本人確認

② 統合端末にマイナンバーカードの暗証番号を直接入力していただき、利用者証明用電子証明書を確認する。



③ 証明書の交付

③ 住基端末から印鑑登録証明書を印刷し、本人に交付する。



■ 取組み開始後の変更点

窓口において、市民カード又は印鑑登録証を忘れた方に対し、マイナンバーカードをお持ちであれば印鑑登録証明書を交付できるようになった。

